

漁港漁場関係工事共通仕様書(令和6年4月)(正誤表)

掲載頁	行又は項目	誤	正	摘要																																				
69~70	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-45 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法	<p>汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。</p> <p>①再利用品の場合</p> <p>イ)引張試験による強度評価の場合</p> <p>ウ)納品条件:引張試験後、未使用状態で保管しているもの</p> <p>エ)提出資料:全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれか多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL 1096による引張試験の試験成績表</p> <p>オ)強度評価:引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。</p> <p>ロ)使用履歴による強度評価の場合</p> <p>リ)納品条件:既設置期間(陸上保管期間は含まない)と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの</p> <p>ハ)提出資料:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書(使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表)</p> <p>ニ)強度評価:「汚濁防止膜技術資料(案)」(H25.9(一財)港湾空港総合技術センター)に基づき、使用履歴(設置期間の合計)により算出したものを強度として評価する。</p> <p>ホ)使用履歴(ICタグ)による強度評価の場合</p> <p>ヘ)納品条件:既設置期間(陸上保管期間は含まない)と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの</p> <p>ト)提出資料:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書</p> <p>チ)強度評価:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。</p>	<p>汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。</p> <p>①再利用品の場合</p> <p>イ)引張試験による強度評価の場合</p> <p>・納品条件:引張試験後、未使用状態で保管しているもの</p> <p>・提出資料:全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれか多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL 1096による引張試験の試験成績表</p> <p>・強度評価:引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。</p> <p>ロ)使用履歴による強度評価の場合</p> <p>・納品条件:既設置期間(陸上保管期間は含まない)と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの</p> <p>・提出資料:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書(使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表)</p> <p>・強度評価:「汚濁防止膜技術資料(案)」(H25.9(一財)港湾空港総合技術センター)に基づき、使用履歴(設置期間の合計)により算出したものを強度として評価する。</p> <p>ハ)使用履歴(ICタグ)による強度評価の場合</p> <p>・納品条件:既設置期間(陸上保管期間は含まない)と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの</p> <p>・提出資料:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書</p> <p>・強度評価:汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。</p>	・文言の修正																																				
72	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	<p>・「1-2-2の3.」の文末に記載</p> <p>表1-1 一般的制限値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m(ただし、指定道路については4.1m)</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸距が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t</td> </tr> <tr> <td>軸荷重</td> <td>5.0t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)	重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)	軸重	10.0t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸距が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t	軸荷重	5.0t	最小回転半径	12.0m	<p>・「1-2-2の11.」の文末に記載</p> <p>表1-1 一般的制限値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th> <th>一般的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>2.5m</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>12.0m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>3.8m(ただし、指定道路については4.1m)</td> </tr> <tr> <td>重量 総重量</td> <td>20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)</td> </tr> <tr> <td>軸重</td> <td>10.0t</td> </tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td> <td>隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸距が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t</td> </tr> <tr> <td>軸荷重</td> <td>5.0t</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径</td> <td>12.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p>	車両の諸元	一般的制限値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)	重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)	軸重	10.0t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸距が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t	軸荷重	5.0t	最小回転半径	12.0m	・掲載箇所の誤り
車両の諸元	一般的制限値																																							
幅	2.5m																																							
長さ	12.0m																																							
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)																																							
重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)																																							
軸重	10.0t																																							
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸距が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t																																							
軸荷重	5.0t																																							
最小回転半径	12.0m																																							
車両の諸元	一般的制限値																																							
幅	2.5m																																							
長さ	12.0m																																							
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)																																							
重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)																																							
軸重	10.0t																																							
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸距が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t																																							
軸荷重	5.0t																																							
最小回転半径	12.0m																																							
74	1. 本編 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	<p>なお、受注者は以下の資料を整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	削除	・記載の削除																																				

漁港漁場関係工事共通仕様書(令和6年4月)(正誤表)

掲載頁	行又は項目	誤	正	摘要																																														
367	漁港漁場関係工事出来形管理基準 16. 消波工 16-2 消波ブロック工	<p>16-2 消波ブロック工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>管理項目</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 消波ブロック製作</td> <td>型枠形状寸法(異形ブロック)</td> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック外観(異形ブロック)</td> <td></td> <td>観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に揭示</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 消波ブロック据付</td> <td>延長</td> <td>10cm</td> <td>管理表を作成し提出</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 消波ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)		観察結果を報告			ブロック外観(異形ブロック)		観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に揭示			2. 消波ブロック据付	延長	10cm	管理表を作成し提出			<p>16-2 消波ブロック工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>管理項目</th> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 消波ブロック製作</td> <td>型枠形状寸法(異形ブロック)</td> <td></td> <td>観察結果を報告 ただし、監督職員の請求があった場合に揭示</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック外観(異形ブロック)</td> <td></td> <td>観察結果を記録・整理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 消波ブロック据付</td> <td>延長</td> <td>10cm</td> <td>管理表を作成し提出</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1. 消波ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)		観察結果を報告 ただし、監督職員の請求があった場合に揭示			ブロック外観(異形ブロック)		観察結果を記録・整理			2. 消波ブロック据付	延長	10cm	管理表を作成し提出			・掲載箇所の誤り
工種	管理項目	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																													
1. 消波ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)		観察結果を報告																																															
	ブロック外観(異形ブロック)		観察結果を記録・整理 ただし、監督職員の請求があった場合に揭示																																															
2. 消波ブロック据付	延長	10cm	管理表を作成し提出																																															
工種	管理項目	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																													
1. 消波ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)		観察結果を報告 ただし、監督職員の請求があった場合に揭示																																															
	ブロック外観(異形ブロック)		観察結果を記録・整理																																															
2. 消波ブロック据付	延長	10cm	管理表を作成し提出																																															
533	付属資料 3. 工事等に関する許可申請、届出手続きの手引き (9) 航路標識を設置、管理、変更する場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書</th> <th>航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16</td> <td>航路標識法13-1、13-6、 14、21-2 同則9、11、18</td> </tr> <tr> <td>手続を必要とするとき</td> <td>海上保安庁以外の者が、航路標識を設置するとき</td> <td>許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休止、再開しようとするとき</td> </tr> <tr> <td>提出者</td> <td>設置しようとする者</td> <td>変更等をしようとする者</td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td>所轄海上保安(監)部 (管区海上保安本部長あて)</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書</th> <th>航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請の内容</td> <td>1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法</td> <td>1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書	根拠法令	航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、 14、21-2 同則9、11、18	手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休止、再開しようとするとき	提出者	設置しようとする者	変更等をしようとする者	提出先	所轄海上保安(監)部 (管区海上保安本部長あて)	同左	書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書	申請の内容	1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法	1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書</th> <th>航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16</td> <td>航路標識法13-1、13-6、 14、21-2 同則9、11、18</td> </tr> <tr> <td>手続を必要とするとき</td> <td>海上保安庁以外の者が、航路標識を設置するとき</td> <td>許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休止、再開しようとするとき</td> </tr> <tr> <td>提出者</td> <td>設置しようとする者</td> <td>変更等をしようとする者</td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td>所轄海上保安(監)部 (管区海上保安本部長あて)</td> <td>所轄海上保安(監)部 (管区海上保安本部長あて)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書</th> <th>航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記載事項</td> <td>1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法</td> <td>1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書	根拠法令	航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、 14、21-2 同則9、11、18	手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休止、再開しようとするとき	提出者	設置しようとする者	変更等をしようとする者	提出先	所轄海上保安(監)部 (管区海上保安本部長あて)	所轄海上保安(監)部 (管区海上保安本部長あて)	書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書	記載事項	1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法	1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称	文言修正				
書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書																																																
根拠法令	航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、 14、21-2 同則9、11、18																																																
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休止、再開しようとするとき																																																
提出者	設置しようとする者	変更等をしようとする者																																																
提出先	所轄海上保安(監)部 (管区海上保安本部長あて)	同左																																																
書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書																																																
申請の内容	1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法	1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称																																																
書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書																																																
根拠法令	航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、 14、21-2 同則9、11、18																																																
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休止、再開しようとするとき																																																
提出者	設置しようとする者	変更等をしようとする者																																																
提出先	所轄海上保安(監)部 (管区海上保安本部長あて)	所轄海上保安(監)部 (管区海上保安本部長あて)																																																
書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書																																																
記載事項	1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法	1) 許可標識(申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称																																																